

## 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名：寒河江市

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項  
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

## 1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
- ・寒河江市地域公共交通会議において、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(寒河江市)
  - ・寒河江市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議(寒河江市)
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。  
 (寒河江市、事業者)
- ・GTFS-JP(GTFS-RT)の作成・提供(寒河江市)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(寒河江市)
- ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発(事業者、寒河江市)
  - ・交通系ICカードの導入やサービスの連携の検討(寒河江市、事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
- ・市内循環バス及びデマンドタクシーの利用促進を図るために、市報やSNS、チラシ等の活用による周知の徹底(寒河江市)
  - ・域内の幹線系統も含めた公共交通のネットワークが一目で分かる広域公共交通マップ等の周知による利用促進(西村山地域広域連携協議会・寒河江市)
  - ・新規利用者の増加を図るために、公共交通体験会等の実施を検討(寒河江市、事業者)
  - ・必要に応じて、公共交通利用者へのアンケート調査の実施(寒河江市、事業者)

## 2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

### 3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の寒河江市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
R E S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
  - ・寒河江市目標値（目標年度 R6 年度末）  
県外 2,300 人、県内 900 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の寒河江市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
  - ・寒河江市の目標値（目標年度 R6 年度末）  
0.66 回／人（直近年度の実績：26,034 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の寒河江市相当分の達成
  - ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）  
市町村の移動サービスに対する負担額  

地域鉄道	：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス	：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 5 億 926 万 7 千円）
コミュニティバス	：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 4 億 9,030 万 1 千円）
デマンド交通	：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 1 億 9,722 万 8 千円）
タクシー	：1 億円（直近年度の実績 0 円）
  - ・寒河江市目標値（目標年度 R6 年度末）  

市内循環バス	：8,314 千円（直近年度の実績：9,238 千円の約 90%）
デマンド交通	：7,437 千円（直近年度の実績：8,263 千円の約 90%）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の約 105%を目標）
  - ・市内循環バス（国庫補助対象路線）の年間利用者数：4,550 人以上  
(直近年度の実績：4,317 人)
  - ・デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：4,150 人以上  
(直近年度の実績：3,947 人)
  - ・市内循環バスの収支率：5.5%以上（直近年度の実績：5.2%）
  - ・デマンド交通の収支率：15.1%以上（直近年度の実績：14.4%）
  - ・市内循環バスへの寒河江市負担額：8,314 千円（直近年度の実績：9,238 千円）
  - ・デマンド交通への寒河江市負担額：7,437 千円（直近年度の実績：8,263 千円）
- 事業の効果
  - ・上記路線を維持することにより、市内循環バス沿線地域及びデマンドタクシー運行エリア内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
  - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、寒河江市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「市内循環バス」及び「デマンドタクシー」について、その運行に係る費用総額 23,714 千円のうち、寒河江市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記の委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する寒河江市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

#### ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

#### 5. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

#### 6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

##### （1）事業の目標

該当なし

##### （2）事業の効果

該当なし

#### 7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

#### 8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## ○その他申請に関する事項

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

## ○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

## &lt;令和2年度&gt;

- ・令和2年4月23日（第1回）：協議会の設立、公開原則の議決等
- ・令和2年7月15日（第2回）：地域公共交通計画策定に向けた議論
- ・令和2年10月26日（第3回）：地域公共交通計画骨子案の議論
- ・令和3年1月28日（第4回）：地域公共交通計画素案の議論
- ・令和3年3月23日（第5回）：地域公共交通計画案の議論

## &lt;令和3年度&gt;

- ・令和3年6月 日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論

## ○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

## &lt;令和2年度&gt;

## 山形県地域公共交通活性化協議会村山地域別部会

- ・令和2年10月19日（第1回）：地域公共交通計画策定に向けた地域課題の整理
- ・令和3年1月18日（第2回）：地域公共交通計画素案に対する地域の意見整理

## ○ 寒河江市市地域公共交通会議

## &lt;令和2年度&gt;

- ・令和2年7月6日（第1回：書面開催）  
地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について  
山交バス路線「寒河江～宮宿線」「宮宿～（寒河江）谷地線」の運賃変更について
- ・令和2年10月30日（第2回：書面開催）  
天童市市営バスの運行区間延長について
- ・令和3年1月8日（第3回：書面開催）  
地域公共交通確保維持改善事業（令和元年10月～令和2年9月）に関する事業評価について
- ・令和3年1月29日（第4回：書面開催）  
天童市市営バスの回数乗車券「200円券」の新設について  
市内循環バスの宝東地区への停留所新設について
- ・令和3年3月15日（第5回：書面開催）  
市内循環バス及び天童市市営バスの共用停留所「南町通り」の移設について

## &lt;令和3年度&gt;

## ○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

## ○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答



**10. 利用者等の意見の反映状況**

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により寒河江市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、寒河江市地域公共交通会議の委員として、市民を代表してご意見をいただくために2地区の町会長連合会長及び1地区の区長、交通弱者等の意見を反映するために市民生児童委員協議会から1名の方にそれぞれ就任いただいております。地域の実態に基づき様々なご意見をいただいております。

なお、本会議の会議資料及び会議録については、書面開催を除き、寒河江市のホームページで公開を行っている。

**11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

**【本計画に関する担当者・連絡先】**

(住所) 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

(所属) 山形県 寒河江市 企画創成課

(氏名) 主事 黒田 裕樹

(電話) 0237-85-1413

(e-mail) [seisaku@city.sagae.yamagata.jp](mailto:seisaku@city.sagae.yamagata.jp)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	241日	482回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	241日	482回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	241日	482回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	241日	482回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	中央タクシー 株式会社 (R4.4以降は未定)	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往 km 復 km	241日	1446回		区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	②
	寒河江タクシー 株式会社 (R4.4以降は未定)	(6) 田代、谷沢		田代、谷沢		往 km 復 km	241日	1205回		区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	②
					往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	242日	484回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	242日	484回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	242日	484回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	242日	484回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往 km 復 km	242日	1452回		区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6) 田代、谷沢		田代、谷沢		往 km 復 km	242日	1210回		区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
					往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	239日	478回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	239日	478回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	239日	478回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	239日	478回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往 km 復 km	239日	1434回		区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6) 田代、谷沢		田代、谷沢		往 km 復 km	239日	1195回		区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
					往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

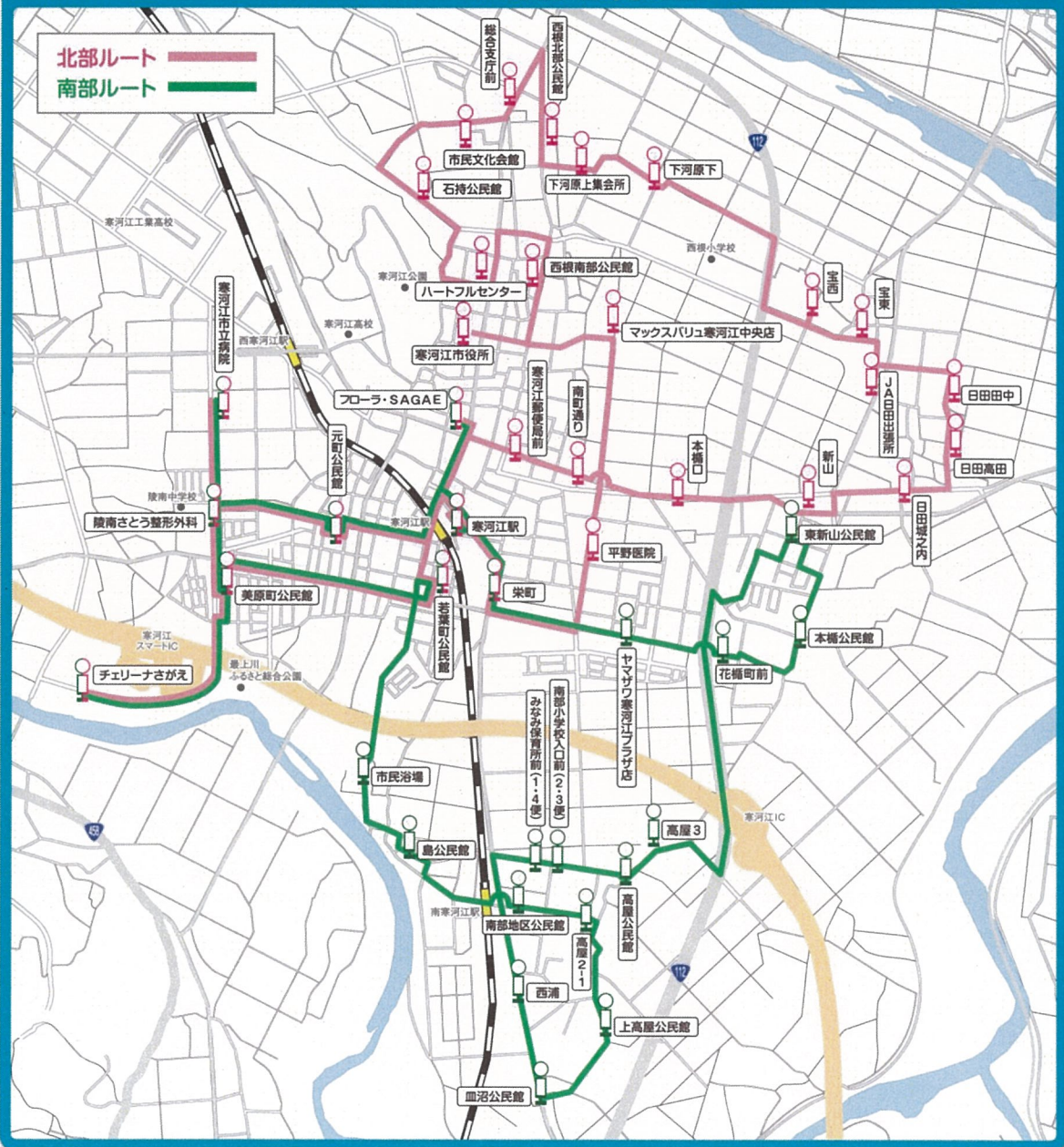
市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	240日	480回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	240日	480回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	240日	480回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	240日	480回		路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往 km 復 km	240日	1440回		区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6) 田代、谷沢		田代、谷沢		往 km 復 km	240日	1200回		区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
						往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



# ルート別路線図



運行ダイヤ（北部ルート） 1、2便 右回り、3、4便 左回り

バス停名	1便	2便
寒河江駅	7:20	9:15
フローラ SAGAE	7:23	9:18
寒河江郵便局前	7:25	9:20
南町通り	7:26	9:21
本楯口	7:27	9:22
新山	7:30	9:25
日田城之内	7:32	9:27
日田高田	7:33	9:28
日田田中	7:34	9:29
JA 日田出張所	7:36	9:31
宝東	7:37	9:32
宝西	7:38	9:33
下河原下	7:42	9:37
下河原上集会所	7:44	9:39
西根北部公民館	7:46	9:41
総合支庁前	7:48	9:43
市民文化会館	7:50	9:45
石持公民館	7:52	9:47
ハートフルセンター	7:55	9:50
西根南部公民館	7:58	9:53
寒河江市役所	8:00	9:55
マックスバリュ寒河江中央店	8:02	9:57
平野医院	8:05	10:00
栄町	8:08	10:03
寒河江駅	8:10	10:05
元町公民館	8:13	10:08
寒河江市立病院	8:16	10:11
陵南さとう整形外科	8:17	10:12
チェリーナさがえ	8:20	10:15
美原町公民館	8:22	10:17
若葉町公民館	8:26	10:21
寒河江駅	8:28	10:23

バス停名	3便	4便
寒河江駅	10:40	13:20
若葉町公民館	10:42	13:22
美原町公民館	10:46	13:26
チェリーナさがえ	10:48	13:28
陵南さとう整形外科	10:51	13:31
寒河江市立病院	10:52	13:32
元町公民館	10:55	13:35
寒河江駅	10:58	13:38
栄町	11:00	13:41
平野医院	11:03	13:43
マックスバリュ寒河江中央店	11:06	13:46
寒河江市役所	11:08	13:48
西根南部公民館	11:10	13:50
ハートフルセンター	11:13	13:53
石持公民館	11:16	13:56
市民文化会館	11:18	13:58
総合支庁前	11:20	14:00
西根北部公民館	11:22	14:02
下河原上集会所	11:24	14:04
下河原下	11:26	14:06
宝西	11:30	14:10
宝東	11:31	14:11
JA 日田出張所	11:32	14:12
日田田中	11:34	14:14
日田高田	11:35	14:15
日田城之内	11:36	14:16
新山	11:38	14:18
本楯口	11:41	14:21
南町通り	11:42	14:22
寒河江郵便局前	11:43	14:23
フローラ SAGAE	11:45	14:25
寒河江駅	11:48	14:28

運行ダイヤ（南部ルート） 1、4便 右回り、2、3便 左回り

バス停名	1便	4便
寒河江駅	7:50	13:00
栄町	7:52	13:02
ヤマザワ寒河江プラザ店	7:54	13:04
花楯町前	7:56	13:06
本楯公民館	7:58	13:08
東新山公民館	8:01	13:11
高屋3	8:07	13:17
高屋公民館	8:08	13:18
南部小学校入口前	8:10	13:20
西浦	8:13	13:23
血沼公民館	8:15	13:25
上高屋公民館	8:17	13:27
高屋2-1	8:19	13:29
南部地区公民館	8:20	13:30
島公民館	8:22	13:32
市民浴場	8:24	13:34
若葉町公民館	8:28	13:38
美原町公民館	8:32	13:42
チェリーナさがえ	8:35	13:45
陵南さとう整形外科	8:39	13:49
寒河江市立病院	8:41	13:51
元町公民館	8:44	13:54
フローラ SAGAE	8:49	13:59
寒河江駅	8:52	14:02

バス停名	2便	3便
寒河江駅	9:50	11:10
フローラ SAGAE	9:53	11:13
元町公民館	9:58	11:18
寒河江市立病院	10:01	11:21
陵南さとう整形外科	10:03	11:23
チェリーナさがえ	10:07	11:27
美原町公民館	10:10	11:30
若葉町公民館	10:14	11:34
市民浴場	10:18	11:38
島公民館	10:20	11:40
南部地区公民館	10:22	11:42
高屋2-1	10:23	11:43
上高屋公民館	10:25	11:45
血沼公民館	10:27	11:47
西浦	10:29	11:49
みなみ保育所前	10:32	11:52
高屋公民館	10:34	11:54
高屋3	10:35	11:55
東新山公民館	10:41	12:01
本楯公民館	10:44	12:04
花楯町前	10:46	12:06
ヤマザワ寒河江プラザ店	10:48	12:08
栄町	10:50	12:10
寒河江駅	10:52	12:12



事前登録・  
予約制

# 寒河江市デマンドタクシー チェリン号

路線バスなどが走っていない地域の乗合タクシーです！  
ご自宅前と共通乗降場間を走ります！



寒河江市イメージキャラクター「チェリン」



## 運行日

月曜日から金曜日  
(土曜日、日曜日、祝祭日、8月13～16日、12月29日～1月3日は運休)

## 運行回数・時間

1日7便  
午前の便 ▶ 7:30発・9:00発・10:30発・12:00発  
午後の便 ▶ 1:30発・3:00発・5:30発  
(タクシー会社の車庫を出発する時間です。)

## 共通乗降場

公共施設等・市内医療機関・調剤薬局・金融機関等・  
食品スーパーマーケット ※詳しくは裏面をご覧ください。

## 運行地域・利用料金

運行地域	利用料金 (大人片道)
幸生地区	500円
中郷地区(中郷、金谷、平塩)	300円
醍醐・三泉地区 (慈恩寺、日和田、箕輪、道生、 雲河原、菊地堂、上河原、入倉)	300円

運行地域	利用料金 (大人片道)
田代地区(田代、留場)	500円
谷沢地区 (米沢、清助新田、谷沢)	300円

※小学生、障がい者は半額。  
6歳未満は無料。

予約センター  
電話番号 ☎86-8395

予約センター  
電話番号 ☎86-8393

## 予約時間

午前8:30から午後5:00まで  
※利用日の3日前から予約できます。  
午前の便 ▶ 前日午後5:00まで  
午後の便 ▶ 当日午前10:00まで

## 利用手順

**①電話で予約**

利用者証を準備し、予約センターに電話します。利用者番号、お名前、利用日、利用したい便の時刻、乗降場所を伝えます。

**②お迎え**

ご自宅前または共通乗降場へ迎えに行きます。車両にチェリン号のステッカーをつけております。乗車の際、利用者証を提示してください。

**③目的地へ**

同じ地域で同じ便を予約した方々を乗せて目的地へお送りします。

電話で  
カンタン予約!

乗り合い  
だからおトク!



# 共通乗降場 一覧表

施設等名称	施設等名称	施設等名称
<b>公共施設等</b>	40 ほなみ透析クリニック	79 そよかぜ薬局寒河江店
1 寒河江市役所	41 寒河江市西村山郡医師会総合健診センター	80 さがえ調剤薬局
2 ハートフルセンター	42 あんどうクリニック	81 ら・ふらんす調剤薬局寒河江店
3 フローラ・SAGAE	43 鬼海小児科	82 陵南調剤薬局
4 寒河江市文化センター	<b>医療機関（歯科）</b>	83 ファーコス薬局あんず
5 JR 寒河江駅	44 土田歯科医院	84 カワチ薬品寒河江店
6 JR 羽前高松駅	45 鈴木歯科医院	85 ウエルシア薬局寒河江栄町店
7 寒河江市立病院	46 菊地歯科医院	86 ふれあい調剤薬局中郷店
8 西部地区公民館	47 せいの歯科医院	<b>金融機関等</b>
9 柴橋地区公民館	48 鈴木歯科	87 白岩郵便局
10 寒河江市市民浴場	49 奥山歯科医院	88 宮内簡易郵便局
11 チェリーナさがえ	50 大沼歯科医院	89 JA 白岩支所
12 寒河江市老人福祉センター	51 大久保歯科医院	90 JA 醍醐支所
<b>医療機関（医科）</b>	52 石山歯科	91 三泉郵便局
13 中正堂高橋医院	53 石川歯科医院	92 JA 三泉支所
14 三浦医院	54 サカエ歯科クリニック	93 高松郵便局
15 国井クリニック	55 高橋歯科	94 JA 高松支所
16 陵南さとう整形外科	56 卯月歯科クリニック	95 JA 谷沢出張所
17 折居内科医院	57 佐藤歯科医院	96 柴橋郵便局
18 渡辺外科胃腸科医院	58 井上歯科医院	97 JA 柴橋支所
19 にとう小児科医院	59 みずき歯科クリニック	98 JA 本所
20 土田内科医院	60 国井デンタルクリニック	99 荘内銀行寒河江支店
21 横山耳鼻咽喉科医院	61 白田歯科医院	100 山形銀行寒河江中央支店
22 大原医院	62 さくらんぼ歯科クリニック	101 山形銀行寒河江支店
23 菊地胃腸科内科医院	63 なないろデンタルクリニック	102 きらやか銀行寒河江支店
24 豊岡整形外科	<b>調剤薬局</b>	103 山形中央信用組合寒河江支店
25 寒河江武田内科往診クリニック	64 佐藤薬局	104 山形中央信用組合陵南支店
26 鈴木眼科	65 中央通り調剤薬局	105 山形信用金庫寒河江支店
27 国井医院	66 大久保薬局落衣店	106 東北労働金庫寒河江支店
28 小松医院	67 共創未来寒河江薬局	107 寒河江郵便局
29 小関内科胃腸科医院	68 布施薬局	108 寒河江北郵便局
30 山崎医院	69 アップル調剤薬局	109 寒河江島郵便局
31 あびこ耳鼻咽喉科クリニック	70 柴橋薬局	<b>食品スーパーマーケット</b>
32 あきば医院	71 ファーコス薬局あすなろ	110 ヤマザワ寒河江プラザ店
33 熊坂整形外科医院	72 健康堂薬局	111 ヤマザワ寒河江西店
34 すまいるレディースクリニック	73 大久保薬局	112 ヨークベニマル寒河江店
35 平野医院	74 コスモ調剤薬局高田店	113 マックスバリュ東北高松店
36 田村内科・消化器科クリニック	75 コスモ調剤薬局南寒河江店	114 マックスバリュ東北寒河江西店
37 さとうクリニック	76 おしどり薬局仲谷地店	115 マックスバリュ東北寒河江中央店
38 南さがえ病院	77 調剤薬局ツルハドラッグ寒河江西店	116 おーばん寒河江店
39 陵南眼科クリニック	78 日本調剤寒河江薬局	117 フードセンターたかき元町店



## 利用上の注意

**デマンドタクシーは通常のタクシーとは異なります!**

- ① 利用する前に、事前に市に利用登録が必要です。
- ② 各運行地域と共通乗降場間の運行となるため途中乗車及び途中下車はできません。
- ③ 同じ便を予約した方と乗合いとなるため、時間には余裕をもってご予約ください。

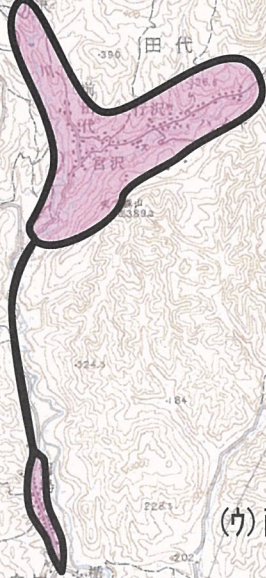




(ア) 幸生エリア



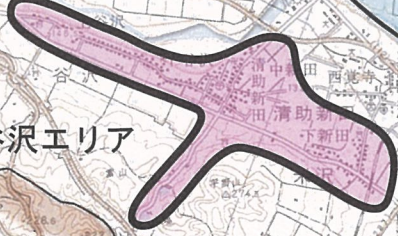
(イ) 田代エリア



(ウ) 醍醐・三泉エリア



(エ) 谷沢エリア



(オ) 中郷エリア

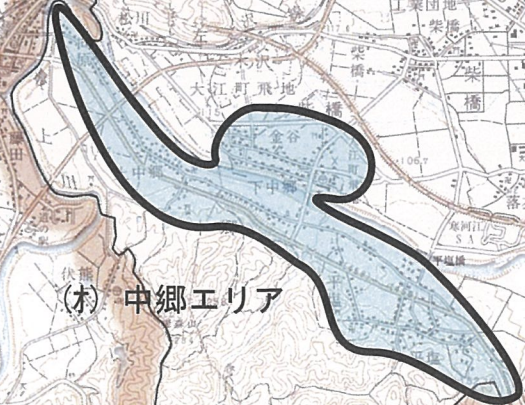




表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	寒河江市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	21,187
交通不便地域等	2,671

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
2,671	白岩地区(旧白岩村)	山村振興法第7条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
山形県地域公共交通計画	令和3年3月	

(1)記載要領

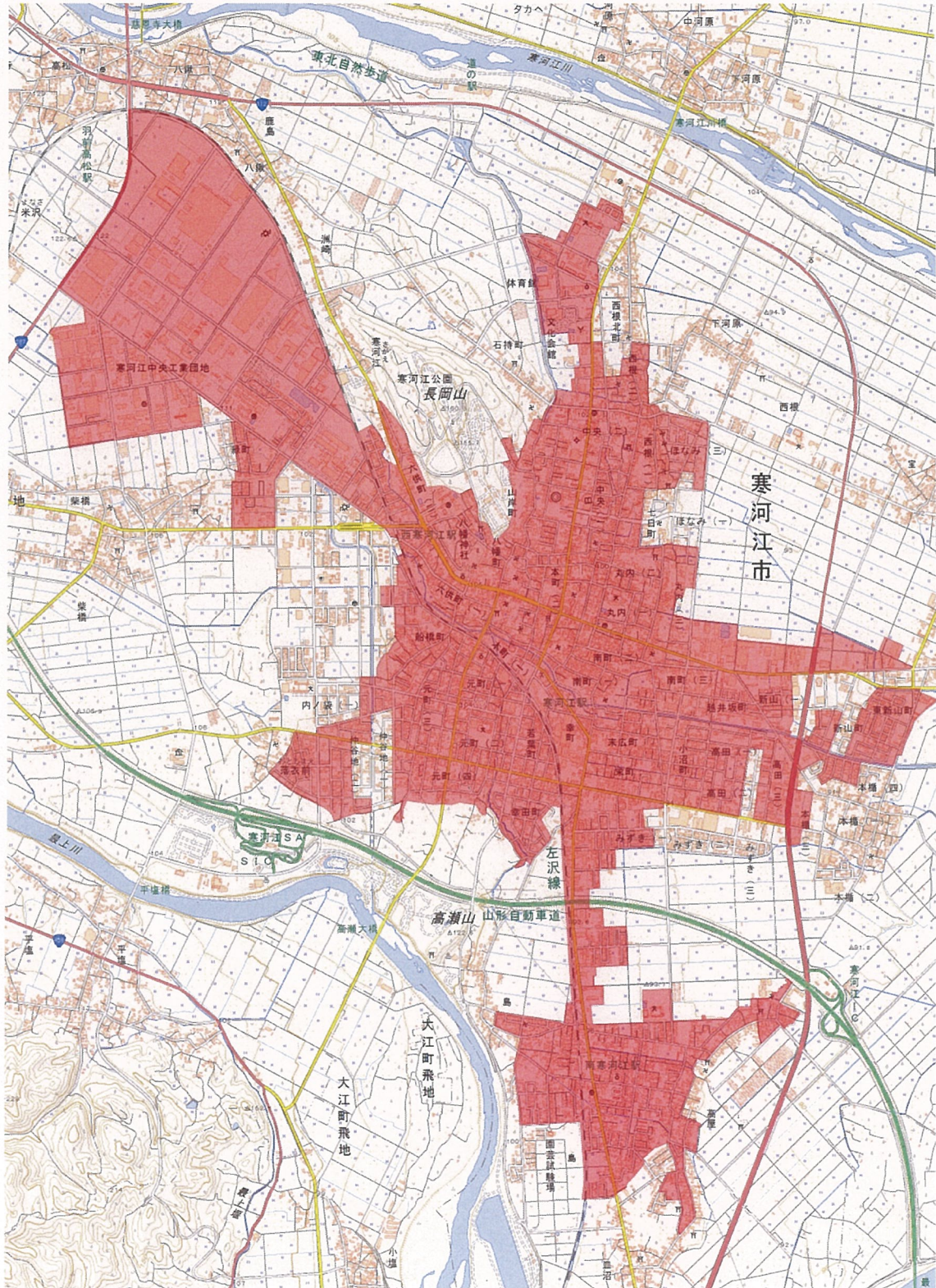
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



山形県寒河江市 人口集中地区 (赤色)





山形県寒河江市 交通不便地域

